### 第2号様式(第6条第1項)

## 会議開催案内

第54回浦安市都市計画審議会を、次のとおり開催します。

なお、この会議の傍聴を希望される方は、次に定める手続に従って傍聴することができます。

令和7年10月31日

浦安市都市計画審議会 会長 中西正彦

1 開催日時

令和7年11月5日(水) 午前10時00分から正午まで

2 開催場所

浦安市文化会館 3階中会議室

- 3 議題
  - (1) 浦安都市計画 都市計画区域の整備、開発および保全の方針の改定に向けた取組について④
  - (2) 浦安市用途地域等指定方針および指定基準の策定について(諮問)
- 4 傍聴者の定員 5人
- 5 傍聴手続
  - (1) 傍聴希望者は、開催予定時刻の5分前までに会場にお越しください。会場で受付を行います。
  - (2) 受付開始時間は、当日午前9時45分からです。
  - (3) 午前9時55分の時点で傍聴者の数が定員を超えた場合は、くじで傍聴人を決定します。
- 6 問い合わせ先

 浦安市役所 都市政策部 都市計画課 担当 村山・太田

 電話 047-712-6542 (直通)

# 傍聴要領

浦安市都市計画審議会 会長 中西正彦

#### 1 傍聴をする場合の手続

会議の傍聴を希望される方は、会議の開催予定時刻までに、会場受付で氏名を記入し、事務局の許可を得て、事務局の指示に従い会場に入場してください。

#### 2 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、会長及び事務局の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が、会議を傍聴する場合に守っていただく事項に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。
- 3 会議を傍聴する場合に守っていただく事項
  - (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、言論に対して公然と可否を表明しないこと。
  - (2) 騒ぎ立てる等、議事又は他の傍聴者の傍聴を妨害しないこと。
  - (3) 会場において、飲食又は喫煙を行わないこと。
  - (4) 会場において、携帯電話、パソコン等の情報通信機器を使用しないこと。
  - (5) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りでない。
  - (6) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。